

中津川市立苗木中学校

「いじめ防止基本方針」

～一人ひとりの生徒が生き生きと生活するために～

いじめは人間として絶対に許されない
いじめをしない！させない！許さない！

◇ もくじ ◇

- I 「いじめ防止 これだけは！」（岐阜県教育委員会）より
- II いじめの未然防止
- III いじめの早期発見
いじめ発見のポイント
- IV いじめの早期対応
- V いじめ解消の定義について
- VI いじめ防止の対策のための組織・重大事態発生時の対応
- VII 関係機関等との連携（関係機関等連絡表）
- VIII いじめ防止対策のための年間計画

I 「いじめ防止 これだけは！」（岐阜県教育委員会）より

いじめをしない！させない！許さない！

いじめの基本認識

いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る

【いじめの定義】

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

<文部科学省「いじめの問題に対する施策 3 いじめの定義」より>

教師の心構え

教師は、いじめを許さず、子どもをしっかり守る！

そのために…

1. すべての教職員が一致協力した指導体制をつくる。
2. 早期発見・早期対応はもとより、未然防止に努める。

【未然防止】

- ◎子どもの「居場所」づくり，子ども同士の「絆」づくりを！
- ◎未然防止の組織的な体制づくりを！

【保護者との連携】

- ◎児童生徒の幸せにつながる信頼関係を！

【早期発見・早期対応】

- ◎組織的な発見・対応を！
- ◎正確な事実確認を！

【関係諸機関との連携】

- ◎警察や子ども相談センター等と必要に応じた連携を！

Ⅱ いじめの未然防止

◇いじめは、どの子にも起こり得るもの

◇いじめは、自分からは言いづらいもの

◇いじめは、見ようと思って見ないとみつからないもの

だからこそ…，子ども一人一人に対し，親身になって寄り添い，

いじめが起きない「望ましい人間関係を築く力」を育む指導が重要！

「いじめ防止 これだけは！（平成28年2月岐阜県教育委員会）」より

1 未然防止の考え方

いじめはどの子にも起こり得るという事実を踏まえ，全ての児童生徒を対象にいじめに向かわせないための未然防止に取り組む。また，未然防止の基本は，児童生徒が，心の通じ合うコミュニケーション能力を育み，規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。加えて，集団の一員としての自覚や自信を育むことにより，いたずらにストレスにとらわれることなく，互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

◎未然防止のポイント ◇子どもの「居場所」づくり

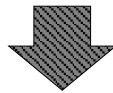
◇子ども同士の「絆」づくり

○いじめに向かわせないために，主に学校で取り組むべき課題

「規律」「学力」「自己有用感」

～きちんと授業に参加し，基礎的な学力を身につけ，

認められているという実感をもった生徒～



「居場所」と「絆」のある学校・学級

- 「学習規律」が確立されている学級
- 「分かった，できた」と思える授業
- 「みんなと活動すると楽しい」と思える学級・学年
- 「共感的な人間関係づくり，自発性・自治力」を磨く特別活動（学年行事，児童会・生徒会活動）

生命や人権を大切にする指導

- 「生命の尊重の精神や人権感覚を養う」ための人権教育
- 人としての「気高さ」や「心づかい」，「やさしさ」に触れる道徳教育
- 「情報端末の危険性」を学ぶための情報モラル教育
- いじめに特化した教員研修会

子ども一人ひとりに対し，親身になって寄り添い，

いじめが起きない「望ましい人間関係を築く力」を育む指導が重要！

Ⅲ いじめの早期発見

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながる。早期発見のためには、日頃から教師と児童生徒と人間関係を良好にし、信頼関係を構築することが重要である。いじめは、教員や保護者、大人が気づきにくいところで起こっており、潜在化しやすいということを認識し、教員が児童生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められる。また、児童生徒に関わるすべての教員やその他の職員が情報を共有し、保護者との連携を図りながら情報収集することが大切である。

早期発見の基本

- ◇児童生徒のささいな変化に気づくこと
→気になる変化（遊びやふざけのような見える行為などに対して）は、5W1H（いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように）をメモしておく。
- ◇気づいた情報を確実に共有すること
→教員同士で情報を伝え合う。気になる情報を付箋に書き、掲示板等に張っておく。（個人情報に留意する。）
- ◇情報に基づき、速やかに対応すること
→必要に応じて、関係者を招集し、初期対応に向けての会議をもつ。



日常的に行うこと

- ～生徒のささいな変化に気づくために～
- 朝の会での健康観察の場面で、一人ひとりの顔を見る。
- 学習計画ノートや日記等の記述に目を通し、気になる書きぶりに敏感になる。
- 休み時間の人間関係に気を配り、一人でいる児童生徒に声をかける。

定期的に行うこと

- 子どもの生活を把握するための「心と体のアンケート」や定期的な個人面談（二者懇談、三者懇談等）を実施する。
- 学年会や教育相談委員会で気になる児童生徒について、短期的・長期的な支援を検討する。
- QUTテスト等の実施と活用を行う。

【相談しやすい環境づくり】

本人や周囲の生徒、保護者からの訴えについて、細心の注意をはらい、訴えを真摯に受け止める。

①本人や周囲の仲間からの訴えに対して

〔心身の安全の保証〕

- ・訴えに対して「全力で守る」という姿勢を伝える。一時的に危険を回避する場所や時間を提供し、担任やカウンセラーを中心に本人の心のケアに努める。

〔事実関係や心情を傾聴〕

- ・話す内容に対して疑うことなく傾聴する。事実関係の客観的な状況の把握と同時に本人の心情を聞き取る。

②保護者に対して

〔日頃の連携に努める〕

- ・生徒のよさや気になるところ等、学校の様子について連絡を日頃から行っておく。

いじめ発見のポイント

ちょっとした生徒の変化をみつけ（早期発見）、すぐに対応（早期対応）することによって大きないじめ問題に発展することが防げることもある。いじめの発見や指導については、教師の鋭い観察力や人権感覚も必要である。また、教師間の連携（報告・連絡・相談）を強化することも大切である。下記にある「いじめ、差別等「発見、指導」のポイント」はほんの一例にすぎないが、日常生活での生徒つかみのポイントとしたい。

いじめ、差別等「発見」のポイント

1. 登校、下校

- ① 元気がない。（肩を落として歩く、とぼとぼ、ゆっくりすぎる）
- ② 急に、一人で登校し始める。
- ③ カバンをいくつも持っている。（持たされている？）
- ④ 登校して教室からです、朝部活へ行かない。
- ⑤ カバンや衣服が汚れていたり破損したりしている。（途中で何かあったかも？）
- ⑥ 遅刻、早退、欠席が増える。（いじめによる不登校傾向のスタートかも？）

2. 朝の会、帰りの会

- ① 泣いている、机に伏せている。（それでもほうっておかれている）
- ② 遅れてくる。（トイレ等で何かされたかもしれない）
- ③ 机が隣と離れている。
- ④ “一日の振り返り”のときなどに、小さなことでも集中的に名前がでる。
- ⑤ 強い口調で言われる（何か指示される、命令調で言われる）
- ⑥ 呼び捨て、あだ名で呼ばれる。
- ⑦ 予定を書こうとしない。（いじめられて意欲がわからない場合も考えられる）
- ⑧ 正論を言っているのにやじられる、無視される、まわりが変な雰囲気になる。

3. 授業

- ① 筆箱、ノート、教科書をよく忘れる。（隠されたり勝手に使われたりしている）
- ② 机や持ち物に落書きがしてある、乱れている。（他者にやられている場合がある）
- ③ 泣いている、机に伏せている。（それでもほうっておかれている）
- ④ 呼び捨て、あだ名で呼ばれる。
- ⑤ 机が隣と離れている。
- ⑥ 正論を言っているのにやじられる、無視される、まわりが変な雰囲気になる。
- ⑦ 消しゴムのかけらなどを投げられる。
- ⑧ エンピツや定規などでつつかれる。
- ⑨ 衿などに何か入れられる、いたずら書きなどをはさまれる。
- ⑩ 保健体育の授業や委員会するとき、座るのをためられる。
- ⑪ 授業中「トイレに行きたい」と申し出る。（いじめられていると休み時間に行けない）
- ⑫ 席を変わらされる。（特に特別教室。普通教室でもありうる。）
- ⑬ きつい係や人気のない仕事を半ば強制的に押しつけられる。
- ⑭ ノートをとらなくなる。乱雑になる。集中して話が聞けなくなる。
- ⑮ グループ学習や生徒活動のとき誰かに呼び付けられる。特定の子の所へ行く。
- ⑯ よく、授業に遅れる。「保健室に行っていました。」「トイレに行っていました。」「～を探していました」「～を片付けていました」

4. 休み時間

- ① よく職員室や保健室に来る。
- ② 教室で一人のことが多い。
- ③ トイレの前に立っている。（立たされている＝見張り役）
- ④ 暗い顔をして、誰かに手を引かれている、誰かの後をついて歩いている。（いじめ場所への途中?）
- ⑤ 遊んでいるようで、よく見ると集中的に何かぶつけられている。

- ⑥ プロレスの技をかけられっぱなし。いつもかけられる側。複数の者に技をかけられる。
- ⑦ 玩具的な扱いを受けている。（耳や鼻を引っ張られる、小突かれる、けられる）
- ⑧ 校外へ出る。（商店へ行かさせているかも？）
- ⑨ 何人かでひそひそ話している子たちの視線の先にいる。（女子に多い？）
- ⑩ 職員室の前などをうろうろしている。（何か訴えたい？パリで鍵や物を取って来いと命令された）
- ⑪ 教室移動のとき、いつも一人である。

5. 給食の時間

- ① 給食当番で、いつも面倒臭い分担（重いも物）をやらされる。
- ② 給食当番で、配ると変な顔をされる。他者が配ったのと変えられる。
- ③ しばしば、足りないメニューがある。（とられた、意識的に配られなかった）
- ④ デザートなどをくれくれと言われる。自分から進んで特定の子にあげる。
- ⑤ 自分の分にいたすらをされる。（箸をさす、混ぜる、かくす）
- ⑥ いつも一人でおそくまで食べている。（当番に嫌がられている可能性あり）

6. 掃除の時間

- ① いつも、きつい分担をやっている（冬の雑巾がけ、机つり）
- ② いつも、ゴミ捨てに行っている（分担がはっきりせず、さぼりぎみの掃除場所で）
- ③ ほうきでたたかれている、雑巾を投げ付けられている。
- ④ ゴミや水をかけられても怒らない。

7. 部活

- ① たまに練習におくれて、きつく責められる。
- ② しばしば、しごかれる。
- ③ いつも、後片付けや使い走りをさせられる。
- ④ ペア練習で、いつも余ってしまう。ペアになることを避けられる。
- ⑤ 練習に行きたがらない。さぼりがち。
- ⑥ 下級生からなめられたり、ひどい言い方をされたり、呼び捨てされる。
- ⑦ 練習ゲームで、チームに入ると（先生が入れると）、他者がいやな顔をする。

8. その他・全体的に

- ① 席替えやグループづくりのとき、隣や同グループになるのを嫌がられる。
- ② 急に、成績が下がる。
- ③ 視線が定まらない。おどおどしている。
- ④ 笑顔が消える。
- ⑤ 無口になる。
- ⑥ 急に、行動力のある子と一緒に行動しだす。急に友達が変わる。
- ⑦ 係をやめたいと言い出したり、部活を変わりたいと言ったりする。（始めはさぼり現象）
- ⑧ 席替えをしてと頼みにくる。
- ⑨ 靴、上履き、カバン、持ち物がなくなる。（壊される、落書、画鋲が入っている）
- ⑩ いつも、あだ名や呼び捨てで呼ばれる。
- ⑪ いつも、他者の用事で職員室にくる。
- ⑫ 特定者の人の手伝いをする。用事を頼まれる。（良い行為だが、二面性あり）
- ⑬ 学習計画ノートで、不安や心配を暗にほのめかす。
- ⑭ 学習計画ノートの字体が変わる。乱雑になる。出さなくなる。

心と体のアンケート

毎月1回程度、心と体についてのアンケートを実施し、生徒の変化をつかみ、指導に生かす。

※アンケートの質問票の原本等で、特記事項のないものを「一次資料」とし、その保存期間は実施日から5年間とする。アンケートの質問票に記載があり、そのことについての聴取を記録した文書や、学校がいじめを認知した事案の聴取の記録や調査報告書を「二次資料」とし、その保存期間は該当生徒が卒業後5年間とする。保管の方法については、紙媒体ではなく電子データでもよい。

Ⅳ いじめの早期対応

いじめの相談を受けたり、その兆候を発見したりした場合、問題の軽重に関わらず、早期に適切な対応をすることが大切である。生徒指導対応や事故対応と同様に、組織で動くことを基本とし、特に確かな初動体制が解決に向けての決め手となる。いじめの解決に向けて一人で抱え込まず、学年や学校体制で組織的に対応していきたい。いじめられている（と感じている）児童生徒の苦痛を取り除くことを最優先にし、事実確認を正確に行い、指導体制や支援の方法を決めていく。下記が「いじめ対策委員会」が行う対応の概要である。



V いじめ解消の定義について

「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされる場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断すること。

- a) いじめに係る行為の解消；被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。
- b) 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと；いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認すること。

よって、全ての教員が被害者、加害者の様子を観察し、情報共有する必要がある。また、いじめ対策委員会を招集し、現状を確認し、生徒の安心・安全を確保する必要がある。

Ⅵ いじめ防止の対策のための組織

【校内いじめ対策委員会】

（教育相談会議と兼ねることもある）

<いじめ対策委員>

◎校長
教頭
教務主任
○生徒指導主事
養護教諭
教育相談担当
学年主任
スクールカウンセラー

「総括」
「関係機関連携等，小中学校連携」担当
「いじめ防止対策年間計画」担当
「情報集約・会議招集担当」担当
「心のアンケート作成・集計・分析」及び
「日常の観察の集約・QUテスト」担当
「居場所・絆のある学年経営」担当（体験学習）
「心のケア」担当

<拡大いじめ対策委員>

人権主任
道徳主任
研究推進委員長
学習部長
生活部長
情報主任
生徒会担当

「ひびきあいの日の取り組み」担当
「心を豊かにする道徳教育」担当
「わかる授業づくり」担当
「学習規律づくり」担当
「生活規律づくり」担当
「情報端末に関わる研修」担当
「自治的な取り組みづくり」

重大事態発生時の対応

※重大事態とは、

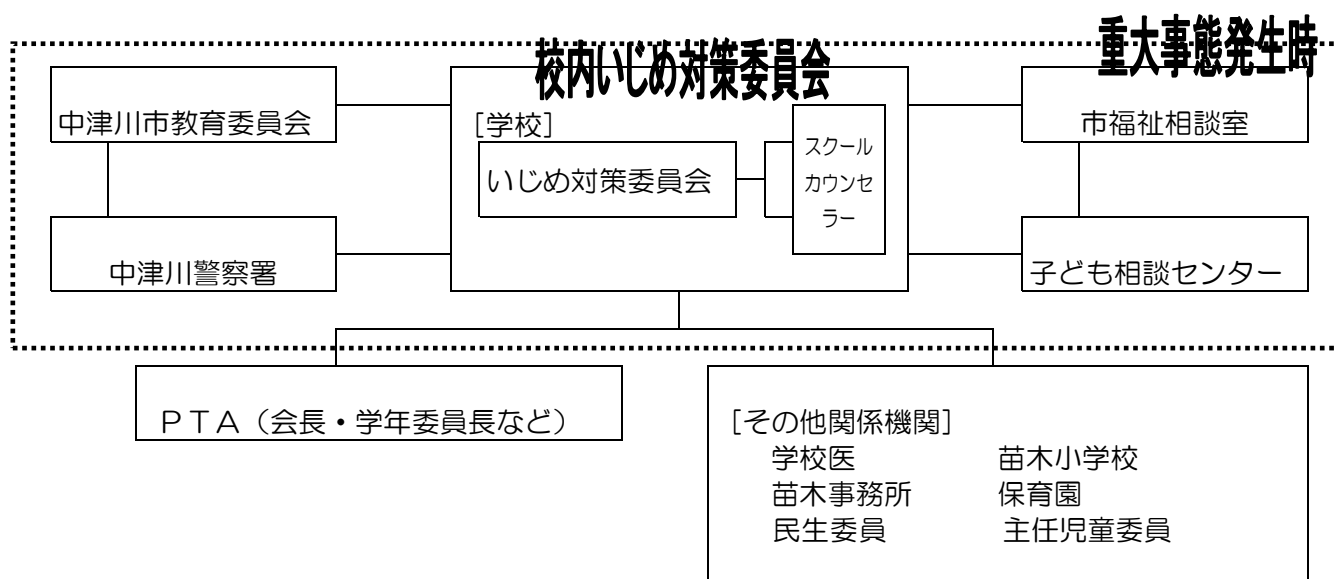
- | | |
|------------------|-----------------|
| ○児童生徒が自殺を企図した場合 | ○身体に重大な傷害を負った場合 |
| ○金品等に重大な被害を被った場合 | ○精神性の疾患を発症した場合 |

が、想定される。また、これ以外にも「生徒からこれらに準ずる事態の訴えがあった」場合には重大事態の発生という認識で対応する。

校長の指導のもと、生徒指導主事を中心として動く。（生命の安全の確保以外で個々の判断で動くことは厳禁）

☆事態把握→対象生徒の安全の確保（事態によっては救急車を即手配）→初期調査（事態把握）
→校内いじめ対策委員会→保護者への連絡→市教委第一報→警察への通報（事態によっては警察への通報を優先する）
→緊急職員会→再調査（因果関係及び背景の把握）→市教委報告
以上の動きを基本とするが、事態によっては例外の動きが発生する。どの場合によっても、最重要となってくることは、「報告→連絡→相談」及び「情報の管理」である。

VII 関係機関等との連携



関係機関連絡先一覧

関係諸機関	関係課等	電話番号
中津川市 教育委員会	学校教育課	66-1111
	学校教育課長	内線：4230
	生徒指導担当指導主事	内線：4231
中津川警察署		66-0110
中津川市消防本部		66-1119
中津川市民病院		66-1251
中津川市 生活環境部	防災安全課	66-1111
		内線：164
中津川市 健康福祉部	福祉相談室	66-1111
	福祉相談室長	内線：615
東濃子ども相談センター		0572 23-1111
恵那保健所		0573 26-1111

Ⅷ いじめ防止対策のための年間計画

	「居場所」「絆」 に関わる学校行事	日常的に行うこと	定期的に行うこと
4月	苗木研修（1年）	登校時の声かけ 表情の確認 休み時間の職員各所配置 毎週のエデュケーション委員会	いじめ対策委員会（指導方針、指導計画） いじめ防止に関わる職員研修 PTA総会（いじめ防止基本方針説明） 授業参観 <u>心と体のアンケート①</u>
5月	宿泊研修（2年） 研修旅行（3年）		青少年育成推進市民会議（いじめ防止基本方針説明） 自宅確認訪問 <u>心と体のアンケート②</u> 教育相談（保護者との懇談）
6月	中体連東濃地区大会		拡大いじめ対策委員会 <u>心と体のアンケート③</u>
7月			授業参観 PTAあいさつ運動 二者懇談 <u>心と体のアンケート④</u>
8月			いじめ対応に関する資質向上研修
9月			<u>心と体のアンケート⑤</u>
10月	体育大会		人権教育研修会 <u>心と体のアンケート⑥</u> 三者懇談
11月	合唱祭		<u>心と体のアンケート⑦</u> PTAあいさつ運動 拡大いじめ対策委員会②
12月	ひびきあい集会		三者懇談（3年生） <u>心と体のアンケート⑧</u>
1月			<u>心と体のアンケート⑨</u>
2月	伝統を引き継ぐ会		授業参観 拡大いじめ対策委員会③ いじめ防止基本方針説明（新入生向け） <u>心と体のアンケート⑩</u>
3月	卒業式		いじめ対策委員会 （本年度のまとめ、次年度の方針の確認） <u>心と体のアンケート⑪</u> いじめ防止対策評価

